

# 令和8年度 学校スポーツ開放事業実施要領

【令和8年4月1日現在】

## 1 目的

この事業は、学校教育活動に支障のない範囲で、日頃スポーツ活動にふれる機会の少ない市民の体力づくりの場として、また、地域住民のスポーツを通してのコミュニケーションの場として、小・中・義務教育学校の屋内体育館とその附帯設備及び夜間照明設備のあるグラウンド（以下「学校施設」という。）を社会開放し、明るく健康的な市民生活に寄与する目的で実施するもの。

## 2 開放学校施設

小学校	釧路・中央・城山・湖畔・桜が丘・鳥取・共栄・青葉・朝陽・光陽・清明・新陽・（山花）・東雲・愛国・鳥取西・武佐・美原・昭和・興津・鶴野・芦野・阿寒	23校
中学校	幣舞・北・春採・鳥取・共栄・景雲・桜が丘・美原・青陵（グラウンド）・鳥取西・（山花）・阿寒	11校
義務教育学校	阿寒湖義務教育学校・大楽毛学園・音別義務教育学校	3校

※ 阿寒地区・音別地区について

阿寒地区・音別地区における学校スポーツ開放事業については、阿寒教育事務所及び音別教育事務所が窓口となって実施する。

## 3 開放形態

### （1）団体開放

- ・市内に居住するか、市内に勤務または在学する10人以上の構成員（高校生以下の児童・生徒を除く）をもって組織する団体に対する開放
- ・釧路市スポーツ少年団登録団体のうち教育委員会が特に認める単位スポーツ少年団に対する開放

※ 少年団の利用は、1団体につき週1日を限度とする。また、1校における少年団利用日は週2日を限度とする。

### （2）地域開放

- ・小学校の通学区域を単位として組織する地域スポーツ推進協議会（これに準ずるものを含む）（以下「協議会」という。）に対する開放
- ・教育委員会が認める総合型地域スポーツクラブに対する開放

※ 協議会の利用は、1協議会につき週2日を限度とする。なお、利用する学校の状況によってはこの限りでない。

## 4 利用種目

学校施設を破損または減失するおそれがなく、現状で利用可能な種目とする（学校施設の状況により異なる）。

なお、利用者が器具等を持ち込み利用する場合は、この限りでない。

また、利用可能な学校施設については、スポーツ課、阿寒教育事務所及び音別教育事務所（以下「スポーツ課等」という。）に利用可能かどうか確認のうえ、利用すること。

## 5 開放期間

- (1) 体育館 5月1日から翌年の3月末まで（ただし、12月25日から翌年の1月3日までを除く）。
- (2) グラウンド 6月1日から10月末まで。

## 6 開放日及び開放時間

- (1) 小学校
- |            |             |
|------------|-------------|
| 月曜日～日曜日・祝日 | 19:00～21:00 |
| 日曜日・祝日     | 10:00～12:30 |
|            | 12:30～15:00 |

※ 午前と午後の2回に分けて開放する場合は、原則として1日通しての開放は行わない。

※ 原則、日曜日・祝日10:00～15:00の開放は、**総合型地域スポーツクラブの地域開放のみとする。**

- (2) 中・義務教育学校 月曜日～日曜日・祝日 19:00～21:00

## 7 団体開放

- (1) 団体登録

利用者は、教育委員会指定の「オンラインフォーム」での登録申請、または「学校スポーツ開放利用団体登録票（団体開放）」を提出するものとし、登録内容に変更が生じたときは、速やかに変更の申請を行うこと。当該登録の有効期限については、団体登録申請の年度とする。

- (2) 日程調整会議及び利用の承認

学校施設の計画的かつ効率的利用を図るため、4、7、10、1月の第2又は第3火曜日にウインドヒルクしろスーパーアリーナにおいて、団体責任者による日程調整会議（開催時間：午後6時30分）を開催し、3カ月分（1月開催時は2カ月分）の利用校、利用日及び利用時間の調整を行い、教育委員会より承認を受ける。

- (3) 旧照明利用券用提出用紙または照明利用券の提出

利用時において、団体責任者は、「学校スポーツ開放旧照明利用券用提出用紙」（以下「旧照明利用券用提出用紙」という。）または「学校スポーツ開放照明利用券」（以下「照明利用券」という。）を提出する。

## 8 地域開放

地域住民のスポーツ活動を促進するため、教育委員会は学校施設別に地域開放日を指定する。

- (1) 利用登録

利用者は、教育委員会所定の「団体・利用責任者名簿」を提出するものとし、登録内容に変更が生じたときは、速やかに変更の申請を行うこと。

- (2) 学校スポーツ開放日誌

利用者は、「学校スポーツ開放日誌」（以下「開放日誌」という。）に利用日、利用人数等を記入のうえ、提出しなければならない。

## 9 利用日程の連絡

日程調整会議終了後、利用日程を通知するため、スポーツ課等から各学校に対して「学校スポーツ開放利用日程表」を送付する。

## 10 利用日程の2次募集

日程調整会議終了後、団体開放及び地域開放の申し込みがなかった日程について、随時2次募集を受け付ける。利用者は、「学校スポーツ開放利用申込書（2次募集）」（A4版）を提出するものとする。

## 1.1 電気料実費相当分の負担

学校施設の使用に際しては、1団体1回につき400円の電気料実費相当分を徴収する。

費用の納付方法については、利用団体があらかじめ、スポーツ課等窓口または、日程調整会議時等に「照明利用券」（有効期限なし）を購入し、利用日に「照明利用券」に必要事項を記入し提出する。「旧照明利用券（200円券）」を利用する場合は「旧照明利用券用提出用紙」に必要事項を記入し添付して提出する。

なお、学校施設及び天候の状況により教育委員会が学校スポーツ開放を中止と判断し、学校施設の開放する時間から**1時間を超えない場合は、電気料実費相当分を徴収しない。**

ただし、自己都合による中止をした場合は、**電気料実費相当分を徴収するものとする。**（次回利用時に中止日分を徴収する。）

## 1.2 電気料実費相当分の徴収免除

釧路市スポーツ少年団登録団体のうち、教育委員会が特に認める単位スポーツ少年団及び、教育委員会が認める地域スポーツ推進協議会、総合型地域スポーツクラブについては、電気料実費相当分の徴収を免除する。

## 1.3 照明利用券の払い戻し

照明利用券の払い戻しは、照明利用券を購入した年度のものについて、当該年度内に行うものとする。

## 1.4 学校における事務処理

### （1）日程連絡票の提出

スポーツ課等よりメールで照会された当該月分の「学校スポーツ開放日程調整票」は、学校の行事等で開放できない日を記入し、指定期日までスポーツ課等へ提出すること。

なお、提出後、学校の行事等により開放日程を変更しなければならなくなった場合は、速やかにスポーツ課へ連絡を行うこと。

### （2）照明利用券及び旧照明利用券用提出用紙並びに開放日誌の確認と送付

団体開放の「照明利用券」及び「旧照明利用券用提出用紙」並びに、地域開放の「開放日誌」については、団体・利用責任者が必要事項を記入した後、各学校の備え付けポスト等に投函するので、各学校では「照明利用券」及び「旧照明利用券用提出用紙」並びに「開放日誌」により利用状況を確認し、校長及び教頭の確認を行った後、速やかに文書集配などでスポーツ課等へ提出すること。

## 1.5 団体・利用責任者の職務

- （1）開放玄関の開錠及び施錠
- （2）照明の点灯及び消灯
- （3）器具庫の開錠及び施錠並びに整理整頓
- （4）用具類の貸し出し及び返納
- （5）利用上の安全指導及び施設の安全点検
- （6）利用後の清掃指導及び清掃状況等の点検

## 1.6 利用上の注意事項

- （1）団体開放の利用者は、「照明利用券」または「旧照明利用券用提出用紙」を忘れずに持参し、「旧照明利用券（200円券）」を利用する場合は「旧

- 照明利用券用提出用紙」に添付し提出すること。
- (2) 地域開放の利用者は、「開放日誌」(A4判)を所定のポストに投函すること。
  - (3) 利用後には、隅々まで清掃し、団体・利用責任者が点検を行うこと。
  - (4) 上記の清掃・点検を含めて、開放時刻終了時には体育館から退出すること。
  - (5) **高校生以下の生徒・児童の開放利用は禁止とする。**ただし、地域スポーツ推進協議会(これに準ずるものを含む)、総合型地域スポーツクラブが主催する、高校生以下の生徒・児童を対象とした事業等による利用の場合は除く。また、**高校生以下の生徒・児童を開放利用へ同伴させる場合は、他の利用者の開放利用に支障をきたすことが無いようにすること。**
  - (6) 利用者の責に帰する学校施設、設備、備品等の破損、滅失があった場合は、教育委員会が定める損害額を賠償すること。
  - (7) 開放施設以外の場所には、絶対立ち入らないこと。
  - (8) **屋内体育館の土足は厳禁とする。**また、**体育館床面の着色を防止するため、上靴の底は白色または生ゴム仕様のものや競技用の上靴を使用すること。**
  - (9) 節電、節水には十分心掛け、トイレ、更衣室などは使用中だけ点灯すること。
  - (10) 出したゴミは持ち帰ること。
  - (11) 学校施設及び敷地内(駐車した車内を含む)での喫煙及び飲酒はしないこと。
  - (12) 屋内体育館に設置している火災報知器や緊急通報ボタンには、緊急時以外絶対触れないこと。
  - (13) 駐車場以外への車両乗り入れは、絶対にしないこと。また、車の中に貴重品は絶対に置かないこと。
  - (14) 学校施設周辺は、住宅が隣接しているため、騒音や大声を発しないこと。
  - (15) 日程調整会議において、利用の承認後、利用者の都合により学校施設の利用を中止とする場合は、照明利用券の徴収を行う。
  - (16) 利用人数が少ないなど利用効率が悪い場合には、同一種目の他の団体と合同利用を依頼する場合がある。
  - (17) 利用承認を受けていない団体や「学校スポーツ開放(地域開放)利用登録名簿」に記載されていない者の学校施設の利用は、原則、できないものとする。
  - (18) 利用上のケガ等について、教育委員会は一切の責任を負わないものとし、利用者は、活動中のケガや学校施設の破損を補償するスポーツ安全保険等に、できる限り加入するよう努めること。
  - (19) **大津波警報または津波警報が発令(解除を含む)された場合、当日の利用はすべて中止とする。**(照明利用券の徴収は行わない。)
  - (20) 悪天候・災害等により安全性の確保が困難と判断した場合は、開放を中止とする場合がある。
  - (21) **開放校が臨時休校となった日の開放は中止とする。**(照明利用券の徴収は行わない。)

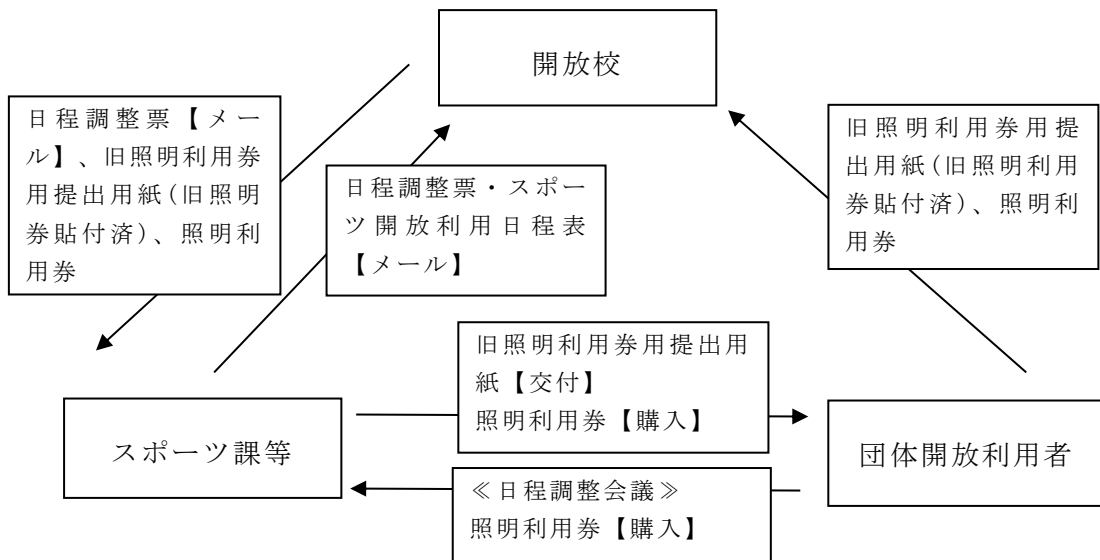
## 17 利用承認の取り消し

次に該当する場合は、学校施設の利用承認を取消すことがある。

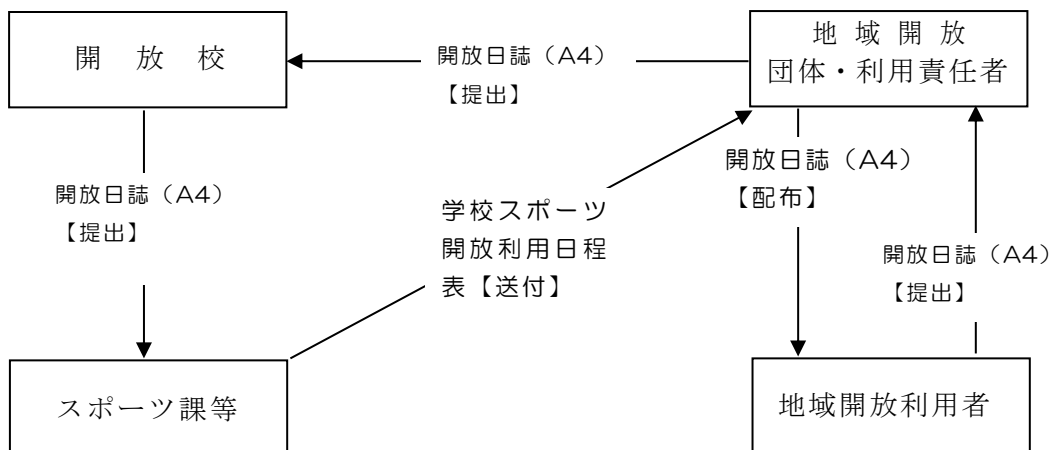
- (1) 釧路市立学校のスポーツ開放に関する規則に違反したとき
- (2) 学校施設を学校の行事等により、利用することになったとき
- (3) 同一利用月に、一つの利用団体が2箇所以上の学校施設を利用したとき
- (4) 「学校スポーツ開放事業実施要領」の「利用上の注意事項」を遵守しなかったとき

## 18 学校スポーツ開放事務フロー

(1) 〔団体開放〕 (利用者はスポーツ課等に事前の団体登録が必要)



(2) 〔地域開放〕 (利用者は一部を除き、スポーツ課等に事前の利用登録が必要)



## 19 学校別（釧路地区）利用開放日一覽

		開 放 日	
		団体開放	地域開放
小 学 校	<b>釧路</b>	—	月～日
	中 央	—	木・金
	城 山	月・水～日	火
	<b>湖 畔</b>	—	月～日
	<b>桜が丘</b>	—	月～日
	鳥 取	月・水～金	火
	共 栄	月・水・木	火・金
	青 葉	月・火・金	水・木
	朝 陽	火・水・木・金	月
	光 陽	月・水・金	火・木
	<b>清 明</b>	—	月～日
	新 陽	月・水・木	火・金
	山 花	—	水
	<b>東 雲</b>	—	月～日
	愛 国	火～金	月
	鳥取西	月～日	—
	武 佐	月・水～金	火
	<b>美 原</b>	—	月～日
	昭 和	月・木・日	火
	興 津	月・水・木	火・金
<b>鶴 野</b>	—	月～土	
芦 野	月～水・金～日	木	
中 ・ 義 務 教 育 学 校	幣 舞	月～日	—
	北	月～日	—
	春 採	月・水・金～日	火・木
	鳥 取	月～土	—
	共 栄	月～日	—
	景 雲	月～日	—
	<b>大楽毛</b>	—	月～日
	桜が丘	月～日	—
	青 陵	月・水～土	火
	美 原	月・木～金	火・水・土
	鳥取西	月～日	—

※ 小・義務教育学校名の**太字**は、総合型地域スポーツクラブが利用する学校施設。

※ 原則、日曜日・祝日10:00～15:00の開放は、総合型地域スポーツクラブによる地域開放のみ。

※ フットサル種目について

注1) △印は、シュート等のボールが壁に当たる可能性がある行為を禁止する。

学校スポーツ開放事業に関するご意見、ご質問は・・・・・・・・

**釧路市教育委員会 生涯学習部スポーツ課** へお願いいたします。

TEL : 0154 (31) 2600

FAX : 0154 (22) 9096

住 所 : 〒085-0016 釧路市錦町2丁目4番地

釧路フィッシャーマンズワーフMOO4階

ホームページ <https://www.city.kushiro.lg.jp/bunkasports/sports/1005829/1005831.html>